

神戸港におけるコンテナ積替え促進事業 補助金交付要綱

令和元年7月17日 副市長決定

令和3年4月1日 改正

この要綱は、「神戸港におけるコンテナ積替え促進事業」にかかる補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この補助金は、神戸港におけるコンテナの積替えを促進することで、神戸港の港勢拡大を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 補助事業の対象となる者は、外航コンテナ船社またはその日本代理店とする。

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、コンテナ積替えを神戸港で行うものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）国際トランシップ貨物誘致事業

外国港から外国港へのコンテナ輸送を神戸港経由（神戸港における国際トランシップ）で行うもの。

（2）コンテナ回送拠点誘致事業

国内外を問わず、ある港から別の港への空コンテナの回送を神戸港経由で行うもの。

（3）内航フィーダー利用トランシップ貨物誘致事業

内航フィーダー船を利用し、かつ実入りコンテナの輸出入を神戸港経由で行うもの。

（4）船体入替え貨物誘致事業

船舶の入替え又はスケジュール調整等に伴うコンテナ積替えを神戸港で行うもの。

2 補助金の交付を受けるにあたっては、第5条に掲げる補助対象期間中に、いずれかの事業を500TEU以上行うことを要する。

3 第1項第1号、第2号及び第3号については、阪神国際港湾株式会社と「阪神港の集貨事業」に関する委託契約（以下「補助対象契約」という。）を締結する場合は、本要綱の適用を受けることができないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、1事業あたり5,000万円を限度とし、予算の範囲内で措置するものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に規定する事業

補助対象期間中の取扱いが

500TEU以上2,000TEU未満の場合、全量1TEUあたり2,000円

2,000TEU以上5,000TEU未満の場合、全量1TEUあたり3,000円

5,000TEU以上 場合、全量1TEUあたり5,000円

(2) 第3条第1項第3号及び第4号に規定する事業

1TEUあたり2,000円

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月28日までとし、当該年度4月1日以降に入港し、2月28日までに出港する船舶において、コンテナ積替えを行うものとする。

なお、交付決定前に実施した事業についても対象に含める。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書(様式第1号)を当該年度の12月17日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

(計画及び補助事業の変更等)

第8条 交付決定を受けた申請事業者(以下「補助金交付決定事業者」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又

は補助事業中止承認通知書（様式第7号）により、補助金交付決定事業者に通知するものとする。

（月報の提出）

第9条 補助金交付決定事業者は、毎月15日までに、前月の補助事業の遂行の状況に関する報告を行わなければならない。当該報告は、コンテナ明細（様式第12号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助金交付決定事業者に求めるものとする。

3 補助金交付決定事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

4 第1項の報告に記載された貨物量情報は、本市統計担当に提供するものとする。この情報が港湾調査情報と照合して齟齬がある場合は、本市統計担当から情報の確認を行う場合がある。

（実績報告書の提出）

第10条 補助金交付決定事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及びコンテナ明細（様式第12号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を当該補助事業の完了後、3月14日までに市長へ提出しなければならない。

（交付額の確定）

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助金交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金等の請求）

第12条 補助金交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた後、速やかに補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は30日以内に補助金を補助金交付決定事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助金交付決定事業者に通知するものとするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。